

図書館資料閲覧規則

1 図書館の開館閉館の時間

- ア 会館は昼休みとする。
- イ 特別の場合は、事前に予告する。

2 図書館資料の閲覧

- ア 館内閲覧（図書館で閲覧すること）と館外閲覧（図書館資料を帯出して閲覧すること）の2方法とする。
- イ 図書館資料を帯出する際は、「貸し出しカード」と資料裏表紙のバーコードをそろえて係員に提出する。1度に1冊で、机間は1週間とする。
- ウ 返却の際は「貸出カード」と資料裏表紙バーコードをそろえて係員に提出する。返却処理がすんだ資料は、自分で元あった書架にいていねいに並べる。

3 その他

- ア また貸しをしない。
- イ 図書の破損・紛失の場合は、速やかに係の先生に届け出ること。その際、理由によって弁償してもらうことがある。
- ウ 条規の規定に反する場合には貸し出しを停止することがある。
- エ その他不明の点があったら、図書館系の先生の指導を受ける。